

第 40 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和7年2月21日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

1 権利の内容 生活保護法第78条費用徴収金（平成9年度分）2,215,022円

2 放棄により利益を受ける者



3 放棄の理由 当該債権は、債務者が死亡し、相続人は破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れていることから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。

4 放棄の時期 議会議決日以降

（提案理由）

徴収金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。